

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定項目一覧

視点	政策分野	取組	取組の内容	弘前市(甲)の役割	周辺市町村(乙)の役割	弘前市と連携する市町村						
						黒石市	平川市	藤崎町	板柳町	大鰐町	田舎館村	西目屋村
1 生活機能の強化	医療	救急医療体制の維持及び充実	圏域の救急医療体制を確保するため、休日・夜間救急診療体制を維持するとともにその充実を図る。	弘前市が行う休日・夜間急患診療体制及び休日在宅医診療体制を維持する。	弘前市が維持する休日・夜間急患診療体制及び休日在宅医診療体制を支援するとともに、必要に応じ経費を負担する。	○	○	○	○	○	○	○
	福祉	子育て支援の充実	圏域の住民の子育て支援の充実を図るため、甲が行う特別保育事業を圏域住民に拡大し、圏域全体として安心して子育てができる環境を整備する。	特別保育事業の対象区域を拡大し、圏域住民の利用に供する。	弘前市が行う特別保育事業を区域内の住民に周知し、積極的な活用を促進する。	○	○	○	○	○	○	○
	教育	学校給食の充実	弘前市が設置する学校給食センターから乙の学校給食未実施校に対して学校給食を提供するため、その時期及び内容等について継続的に検討し、及び検証を行い、学校給食の提供を行う。	弘前市が設置する学校給食センターにおける調理可能食数と児童生徒数の推移等を把握しながら、黒石市の学校給食未実施校に対する学校給食の提供を計画的に行う。	学校給食の実施に必要な学校施設の整備等を行うとともに、弘前市が行う学校給食の提供に必要な経費を負担する。	○						
	産業振興	食産業の育成	圏域の豊富な農産資源等を活用した付加価値の高い商品づくりや販路開拓に取り組む事業者を支援するための体制を整備する。	商品開発へのアドバイスや事業者のマッチング等を行う人材を確保するとともに、商品開発等に取り組む事業者の発掘や販路開拓のための取組を中心的に行う。	弘前市と連携して商品開発等に取り組む事業者の発掘や販路開拓のための取組を行う。	○	○	○	○	○	○	○
	観光振興	広域観光商品のPR宣伝	圏域への誘客につながる広域観光商品の充実を図るため、圏域に求められる観光ニーズを調査し、及び検証するとともに、観光商品を開発する首都圏の旅行代理店等へ効果的な情報発信を行う。	広域観光商品のニーズを調査し、及び検証し、首都圏の旅行代理店等への情報発信を行うとともに、取組に必要な経費を負担する。	弘前市が行う取組を連携して行うとともに、取組に必要な経費を負担する。	○	○	○	○	○	○	○

視点	政策分野	取組	取組の内容	弘前市(甲)の役割	周辺市町村(乙)の役割	連携する市町村						
						黒石市	平川市	藤崎町	板柳町	大鰐町	田舎館村	西目屋村
1 生活機能の強化	地域防災	広域備蓄体制の整備	大規模・広域的な災害の発生時に被災住民に対して的確に対応するため、青森県と連携しながら、燃料、毛布、飲料水等の物資を備蓄する体制を整備する。	備蓄体制の在り方等について国及び青森県と調整を図りながら、その体制整備に関する施策を実施するとともに、整備に必要な経費を負担する。	弘前市と連携して備蓄体制の整備に関する施策を実施するとともに、整備に必要な経費を負担する。	○	○	○	○	○	○	○
		合同防災訓練等の実施	大規模・広域的な災害の発生時に、自治体及び関係機関が連携した対応ができるようにするため、組織間連携の確認と向上を目指した合同防災訓練を実施する。	(1) 合同防災訓練の実施方法、訓練項目等について、提案し、及び検討するとともに、防災関係機関との調整を行う。 (2) 合同防災訓練の実施について中心的に取り組むとともに、必要な経費を負担する。	(1) 合同防災訓練の実施方法、訓練項目等について、提案し、及び検討する。 (2) 弘前市と連携して合同防災訓練を実施するとともに、必要な経費を負担する。	○	○	○	○	○	○	○
	環境	し尿処理の広域化	汚水処理等を効率的に行うため、圏域のし尿等を一括して処理する。	圏域のし尿等を一括処理する受入施設の整備に取り組むとともに、必要な経費を負担する。	弘前市と連携して整備に関連する取組を行うとともに、必要な経費を負担する	○	○	○	○	○	○	○
2 結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	圏域公共交通ネットワークの再構築及び利用促進	地域公共交通の確保及び利便性向上に向けて、圏域における地域公共交通の実情を調査し、及び検証するとともに、総合的な調整を図りながら、交通事業者と連携して、圏域の公共交通ネットワークの再構築及び利用促進に取り組む。	(1) 交通事業者と共同して圏域公共交通計画を策定し、その施策の実施に中心的に取り組むとともに、圏域における公共交通の利用促進活動を実施する。 (2) 圏域公共交通計画の策定及びその施策の実施並びに利用促進活動に関して、必要な経費を負担する。	(1) 交通事業者と共同して圏域公共交通計画を策定し、その施策の実施に取り組むとともに、圏域における公共交通の利用促進活動を実施する。 (2) 圏域公共交通計画の策定及びその施策の実施に関して、必要な経費を負担する。	○	○	○	○	○	○	○
3 圏域マネジメント能力の強化	圏域市町村の職員等の交流	圏域市町村職員の育成	圏域市町村職員の能力の向上及び連携強化を図るため、合同研修を実施する。	圏域市町村職員が合同で実施することで効果が期待できる研修を企画し、及び実施し、圏域市町村職員の参加の機会を提供する。	必要に応じて職員を合同研修に参加させるとともに、必要な経費を負担する。	○	○	○	○	○	○	○